

鳥取市生活交通会議設置要綱新旧対照表

改正後	改正前	改正理由等
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（議決） 第7条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。<u>ただし、会長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。</u></p> <p>2 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、予め通知された議事について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席した委員とみなす。</p> <p>第8条～第14条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（議決） 第7条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。</p> <p>2 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、予め通知された議事について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席した委員とみなす。</p> <p>第8条～第14条（略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早急に対応が必要な場合 ・書面決議は、住民の不利益にならない協議事項に限る。